



身近な税金相談（第八回）

確定申告の注意点について

Q 今年の確定申告をする際の注意点について教えてください。

A この「ALPS」九二号をご覧になる頃は、ちょうど確定申告の時期だと思えます。今回は、今までの内容を振り返り、確定申告をする際の注意点などをまとめてみました。

【所得税の計算手順について】

まず、再確認しなければならないのは、所得税額を算定するための計算手順です。

基本的な計算式は、

総収入－経費（給与所得控除）＝所得金額

（所得金額－所得控除額）×所得税率＝所得税額

さらに住宅借入金等特別控除等の税額控除がある場合には、

所得税額－税額控除額＝所得税額となります。

（詳細は、「ALPS」八七号をご覧ください。）

【所得の種類について】

所得の種類には、給与所得、雑所得、配当所得、一時所得、事業所得、不動産所得、利子所得、譲渡所得、山林所得、退職所得の10種類の所得があります。

ここでは、この冊子を読まれる方の多くが該当するであろう給与所得と、勤務先を定年退職した場合などに受け取る退職所得、また、平成二〇年度税制改正により変更となる上場株式等の譲渡益課税（譲渡所得）の三つを取り上げたいと思います。

①給与所得について

給与所得とは、俸給や給料、賃金、賞与などの所得をいいます。給与をもらった者（以下、受給者といいます。）は、支給先から源泉徴収票が渡されます。

給与所得の源泉徴収票は、給与の支給先が受給者に対して暦年（一月一日から二月三十一日）における給与総額と源泉徴収された所得税額（以下、源泉徴収税額といいます。）などを証明して交付する書類です。中途退職者は、退職日までに支給された給与総額と源泉徴収税額が記載され、一年を通じて勤務している者は、その勤務先で年末調整というものが行わ



佐々木 良

税理士

【ささき りょう】1973年千葉県生まれ。2001年12月税理士試験合格後、会計事務所勤務し実務経験を積み、2004年8月に税理士登録。2007年8月に独立開業。法人、個人の会計指導や税務業務を行っている。

れた後に、源泉徴収票が渡されることとなります。(「源泉徴収票、年末調整」の詳細は、「ALPS」九一号をご覧ください。)

②退職所得について

退職金にも所得税が課税されますが、退職時に一時に受け取る退職一時金と、年金形式で受け取る退職年金では、所得の種類が変わり、所得税額の算定方法も違います。退職一時金で受け取っている場合は退職所得、年金形式の場合は、公的年金等の雑所得または公的年金等以外の雑所得として所得税額を算定することになります。

退職所得の場合の算定方法は、勤務先に「退職所得に関する申告書」の提出をしているか否かで変わってきます。提出している場合は、退職一時金の受取時に所得税の精算は終了しているため、原則、確定申告は不要です。提出をしていない場合は、(退職一時金の金額×二〇%)の金額が源泉徴収されますが、正しい所得税額を算定するためには、確定申告を行う方が良いでしょう。

公的年金等の雑所得の場合は、退職年金の支給先から送付される「公的年金等の源泉徴収票」をもとに、(収入金額－公的年金控除額)×雑所得の金額を確定し、この金額に該当する所得税率を乗じて所得税額を算定します。

一方、公的年金等以外の雑所得の場合は、退職年金の支給先から送付される書類に収入金額や必要経費の金額が示されていることが多いので、この書類をもとに(収入金額－必要経費)×雑所得の金額を確定することとなります。そして、この金額に該当する所得税率を乗じて所得税額を算定します。

③譲渡所得について

譲渡所得とは、土地、建物、ゴルフ会員権、株式などの譲渡による所得をいいます。ここでは、上場株式等の譲渡益課税について説明していきます。

上場株式等の譲渡益課税とは、上場株式等売却し、売却益が出た場合、その売却益に税率を乗じて所得税額を算定するものです。上場株式

等の譲渡益課税は、平成二〇年度税制改正により、平成二一年分の確定申告(平成二一年一月一日以後)から税率が変更されます。

平成二〇年分の確定申告(平成二〇年一月二日～三月三十一日まで)は、譲渡益に対して一〇%(所得税七%、住民税三%)の税率を乗じて所得税額を算定します。平成二一年分の確定申告から、税率は原則二〇%(所得税一五%、住民税五%)になります。ただし、平成二一、二二年分の確定申告(二年間)は、譲渡益の金額が五〇〇万円以下の部分について、税率一〇%(所得税七%、住民税三%)に据え置かれ、五〇〇万円超の部分については、税率二〇%(所得税一五%、住民税五%)になります。平成二三年分の確定申告以後は、税率二〇%(所得税一五%、住民税五%)となります。

上場株式等の譲渡益課税については、原則、確定申告を行うこととなります。ただし、確定申告が不要になる場合があります。それは、特定口座を設け、かつ源泉徴収ありを選択した場合です。

特定口座とは、証券会社ごとに一人につき一口座しか作ることができない口座です。(特定口座を開設できない証券会社もあります。)特定口座を利用すると、証券会社が譲渡損益等を計算した年間取引報告書を作成して、本人に郵送されます。特定口座を開設する時に、源泉徴収口座か、源泉徴収しない口座かをさらに選択します。源泉徴収口座を選択すれば、証券会社が

(上場株式等の譲渡益課税の税率について)

期間	平成20年12月31日まで	平成21年1月1日～平成22年12月31日	平成23年1月1日以後
税率	10%	原則 20%	20%
備考		特例 500万円以下10% 500万円超20%	

(注：上記の税率は、金融商品取引業者を通して譲渡したときの税率で、それ以外の場合で譲渡したときの税率は、20%(所得税15%、住民税5%)になります。)

本人に代わって、所得税を徴収し、税務署に納付する仕組みとなります。源泉徴収しない口座を選択した場合は、証券会社が作成した「年間取引報告書」をもとに本人が確定申告を行って所得税を納付することになります。

【所得控除について】

所得控除には、扶養控除や配偶者控除、医療費控除など、全部で十四種類の所得控除があります。「所得控除」の詳細は、「ALPS」八七号をご覧ください。

とくに、扶養控除と医療費控除は、この冊子を読まれる方の多くが該当するものと思われませんが、この二つの控除は次の点に気をつけたほうが良いでしょう。

① 扶養控除について

扶養控除は、扶養親族がいる場合に受けられる所得控除です。扶養親族とは、生計を一にする配偶者以外の親族で、今年の合計所得金額が三万円以下の人のことをいいます。

例えば、両親と同居していても、本人の仕送りで両親（父・母）が生活していて、合計所得金額が三万円以下なら、扶養控除の適用が受けられます。この場合で、本人が確定申告をする場合、両親が扶養親族に該当した場合の控除額は三万円×二人（父・母の二人分）＝七万円となります。さらに両親それぞれの年齢が七〇歳以上の方（昭和四一年一月一日以前に生まれた人）なら、控除額は四万円×二人（父・母の二人分）＝九万円となります。

なお、扶養親族の判定の際、アルバイト代等の収入を考慮しないで、扶養控除を受けてしまう方も見受けられますので、注意してください。

配偶者は、扶養控除を受けられる範囲に含まれませんが、配偶者控除、配偶者特別控除といった扶養控除とは別の控除があります。

② 医療費控除について

医療費控除は、「親族」で「生計を一」にしていれば医療費を支払った

人が、医療費控除を受けることができます。両親と同居していても、本人の仕送りで両親が生活しているようなら「生計を一」しているといえます。「医療費控除」の詳細については「ALPS」八八号をご覧ください。

【税額控除について】

税額控除には、配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除などがあります。ここでは、筆者が相談を受けることが多い住宅借入金等特別控除について取り上げたいと思います。

住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除することができる税額控除です。この税額控除を受ける場合、一年目は必ず確定申告をしなければなりません。確定申告を受ける場合、法務局や市役所で書類を取り寄せる必要があります。書類が整っていない場合は、確定申告書を作成することができないので注意してください。

なお、住宅借入金等特別控除前の所得税額が〇円なら、住宅借入金等特別控除額が、例えば一二万円あったとしても、この一二万円が還付されたり、翌年へ繰り越されることはありません。

〔住宅借入金等特別控除〕の詳細は、「ALPS」八九号をご覧ください。

【提出期限について】

平成二〇年分所得税の確定申告書の提出期限は、平成二二年三月一日（月）です。提出先は、自分の住んでいる住所を管轄する税務署になります。

なお、本稿は原則として、平成二〇年五月一日現在の法令等に基づいて作成しております。